

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年9月16日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：トンガ国津波警報能力強化
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：トンガ国津波警報能力強化

調達管理番号：26a00677

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者で行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年9月16日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：トンガ国津波警報能力強化
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦招へいに分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2026年12月 ～ 2029年11月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

- (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の13%を限度とする。

3) 第3回(契約締結後25か月以降)：契約金額の13%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。¹具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2027年度(2027年12月頃)

2) 2028年度(2028年12月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部防災グループ防災第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年9月18日 まで シルバーウィークの関係で、資料ダウンロード期限は9月18日(金)としておりますので、ご注意ください。
2	企画競争説明書に対する質問	2026年9月30日 12時まで
3	質問への回答	2026年10月5日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年10月9日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年10月21日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/0mcX0rtE38>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙4の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と協議・設定した業務の目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	他ドナーとの連携方法	第3条2.（4）
2	観測データの品質管理、解析、保存、共有	第4条2.（1）成果2
3	津波警報の迅速かつ正確な発表	第4条2.（1）成果3

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での備上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、配布資料/公開資料等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果の発現に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

- ・ 個別案件（専門家）のため、詳細計画策定調査及びRDの締結は実施しない。

別紙1「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）実施方針

本業務はトンガにおいて、気象局（Tonga Meteorological Services：以下、「TMS」という。）および天然資源局（Natural Resources Division：以下、「NRD」という。）の地震・火山・津波に関する観測施設・機器の維持管理、及びデータの観測、処理、解析に係る能力強化を目的として、第4条業務の内容に記載する技術的な助言及び技術指導を行う。主な実施機関は気象局であるが、地震・火山は天然資源局が所掌していることから、本業務の実施にあたっては、天然資源局も十分に関与させることとする。

（2）過去の協力

無償資金協力「全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画」（2018年～2025年）等、我が国が実施した過去の協力の内容・成果・課題を十分に踏まえ、本業務内容を計画・実施する。

（3）発注者への報告

本業務は個別案件（専門家）のため、JCC（Joint Coordination Committee：合同調整委員会）は設置されない。そのため、受注者は実施機関と業務の進捗、課題、対応案について密に情報共有・協議すると共に各渡航の前後に発注者へも説明する。

（4）他ドナーとの連携

世界銀行は2015年から2026年4月まで、トンガにおいてPacific Resilience Program（以下、「PREP」という。）を実施した。PREPは、地震、火山噴火、サイクロン、津波など複合災害への対応能力を高めるため、多災害早期警報システム（MHEWS）や防災体制の強化を目的に実施された。PREPでは、観測ネットワークや監視インフラの整備により、地震観測ステーションの更新、気象・津波観測の高度化、通信・デ

ータ管理システムの近代化が進められた。しかし、観測システムの整備は進んだ一方、観測データの利活用、人材育成、組織間連携等の課題が残された。そのため、地震・津波・火山データの解析能力向上、津波警報標準作業手順書（SOP）の整備、情報発信能力の向上等が今後の技術協力で重点的に取り組むべき事項と考えられる。本業務においては、PREPの成果・課題を確認するとともに、同成果を活用して本プロジェクトの成果を最大限発揮できるよう工夫する。²

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

（1）本業務の活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動1-1：地震・火山・津波観測施設・機器の維持管理に関する課題を特定する。

活動1-2：活動1-1を踏まえ、維持管理に係るマニュアルを作成し、OJT形式で技術指導する。

活動1-3：地震・火山・津波観測データの品質管理に関する課題を特定する。

活動1-4：活動1-3を踏まえ、品質管理に係るマニュアルを作成し、OJT形式で技術指導する。

活動1-5：地震・火山・津波観測システムの運用状況、障害・保守情報及び観測データについてTMS及びNRD間で適切に共有・管理するための情報管理手法に関する課題を特定する。

活動1-6：活動1-5を踏まえ、TMS及びNRD間での情報管理手法の体制強化を支援する

② 成果2に関わる活動³

活動2-1：震源・震度データの処理、解析、保存・共有に関する課題を特定する。

活動2-2：活動2-1を踏まえ、震源・震度データの処理、解析、保存・共有に関する研修及び実際の地震事例を用いたOJTを実施する。

活動2-3：火山観測データの処理、解析、保存・共有に関する課題を特定する。

² 他ドナーとの連携方法、特に、PREPで整備されたSOP実効性向上に向けた改善方策、本事業での活用の方向性およびその他PREPの成果を本事業で活用する方策について提案すること。

³ 観測データの品質管理、解析、保存、共有及び警報判断への活用を改善するための手法について、類似案件の経験を踏まえ具体的に提案すること。

活動 2-4：活動 2-3 を踏まえ、火山観測データの処理、解析、保存・共有に関する研修及び火山活動事例を用いた OJT を実施する。

活動 2-5：海面水位データの処理、解析、保存・共有に関する課題を特定する。

活動 2-6：活動 2-5 を踏まえ、海面水位データの処理、解析、保存・共有に関する研修及び実際の津波・高潮等の事例を用いた OJT を実施する。

③ 成果 3 に関わる活動⁴

活動 3-1：TMS 及び NRD 間の情報共有、連絡・報告及び意思決定プロセスを整理し、課題を特定する。

活動 3-2：活動 3-1 を踏まえ、津波警報発表に係る役割分担及び機関間連携メカニズムの明確化・強化を支援する。

活動 3-3：地震・火山・津波に関する定期情報（日次・週次・月次・年次）の作成・提供に関するニーズを整理し、同ニーズを踏まえて情報作成・提供を支援する。

活動 3-4：津波警報の警戒レベルに応じた対応時間（タイムライン）および連絡・報告体制を定める等の津波警報標準作業手順書（SOP）の改善を行う。

活動 3-5：SOP の有効性および関係機関の対応態勢を検証するためのシミュレーション訓練の実施を支援する。

活動 3-6：地震・火山・津波情報に関するウェブページの設計および維持管理に関する研修を実施する。

活動 3-7：トンガ側の関係者を招へいし、日本の津波観測、データ解析・処理、情報発信および住民啓発に関する知見の習得を支援する。

活動 3-8：地震・火山・津波情報および早期警報にかかる意思決定支援ツール／システムの活用についてセミナー等を開催し、関係者間の理解、活用促進を図る。

現地研修の想定規模は以下のとおり。

目的	地震・火山・津波情報および早期警報にかかる意思決定支援ツール／システムの活用促進
実施回数	約 1 回
対象者	TMS、NRD および関係機関
参加者数	約 60 名/回

⁴ 津波警報の迅速かつ正確な発表及び住民への伝達を実現するため、TMS、NRD 及び関係機関の連携強化並びに訓練・演習の実施方法について具体的に提案してください。特に、TMS 及び NRD をはじめとする関係機関間の情報共有・意思決定プロセス、警報発表のタイムライン、役割分担並びに訓練・検証の仕組みを含め、事業終了後も継続的に運用・改善が可能となる方策を提案してください。

開催期間	約1日/回
実施場所	ヌクアロファ市
実施形態	対面・オンライン併用

(2) 本邦研修・招へい

- ☒ 本業務では、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

- ☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	業務の目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計1回
対象者	TMS、NRD職員
参加者数	約6名/回
研修日数	約8日（移動日を含む）/回

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>

第5条 報告書等

1. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	—
ワーク・プラン	契約締結後1か月以内	英語	電子データ	—
活動進捗報告書	契約締結後6か月ごと	日本語	電子データ	—
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	各2部
		英語	CD-R	各2部

- 業務完了報告書、履行期限3か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確

認・修正を経て、最終化する。

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 業務実施の基本方針
- ③ 業務実施の具体的方法
- ④ 業務実施体制
- ⑤ 成果・活動
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

(3) 活動進捗報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び活動進捗報告書）

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（成果・活動に基づいた活動のフローに沿って記述。各成果・活動の冒頭に概要を記す）
- ③ 業務運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ 成果の達成度
- ⑤ 成果拡大に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（活動進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

（ア）業務フローチャート

- (イ)人員計画（最終版）
- (ウ)研修員受入れ実績
- (エ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (オ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (カ)議事録等
- (キ)その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 維持管理マニュアル
- (2) 観測データの品質管理マニュアル
- (3) セミナー関連資料等

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、再委託を想定していない⁵。

第7条 機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

⁵ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	観測システム 補強機材	観測データの取得を 強化する機材	1 式	事業用物品	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国 名：トンガ王国（トンガ）

案件名：津波警報能力強化

Enhancement of Tsunami Warning Capacity

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

トンガ王国（以下、「トンガ」という。）は、陸地面積 720km²（奄美大島に相当）、人口約 10.4 万人（2025 年、世界銀行）の南太平洋のポリネシアに位置する大小 172 の島々からなる島嶼国である。北からニウアス、ババウ、ハアパイとトンガタプの 4 つの諸島からなり、そのうちトンガタプ諸島は、首都ヌクアロファがある最大の島であるトンガタプ島とその南東約 40km に位置するエウア島から構成され、国内全人口の約 70%が居住している。トンガは、毎年のようにサイクロン被害に見舞われるほか、活火山島や海底火山を有し、地震・津波含め多くの自然災害リスクにさらされている。2022 年 1 月 15 日、トンガの首都ヌクアロファの北西約 65km に位置する海底火山フンガ・トンガ＝フンガ・ハアパイ（以下、「HTHH」という。）で大規模な噴火が発生し、それに伴う地震・津波・降灰により沿岸部での建物の倒壊・浸水、交通・通信インフラ障害等、甚大な被害が発生した。このことは、同国において地震・津波に関する防災対策は喫緊の課題であり、地震および津波の監視、予測、早期警報、緊急対応に関する国家能力を強化する必要性が急務であることを明らかにした。

気象・エネルギー・情報・災害管理・環境・気候変動・通信省(Ministry of Meteorology, Energy, Information, Disaster Management, Environment, Climate Change & Communications) 傘下であるトンガ気象局 (Tonga Meteorological Services: 以下、「TMS」という。) は、「2017 年気象法」において津波早期警報サービスの提供と水文気象災害の監視と対応に責任を果たす国家機関として指定され、当該災害から国と国民を守る上で中心的な役割を担っている。また、「トンガ気象局戦略開発枠組み（2023～2027 年）」においては、効率的かつ効果的な津波警報および意思決定支援システムの整備が TMS の最優先課題の一つとして位置付けられている。

また、土地・測量・計画・天然資源省天然資源局 (Ministry of Lands, Survey, Spatial Planning and Natural Resources) 傘下の天然資源局 (Natural Resources Division: 以下、「NRD」という。) は、トンガにおける地質災害の監視と対応のため

の体制整備・維持を担っている。特に、NRD の地質災害サービス部門（Geohazard Services Section）は、同局が運用する地震・火山観測網から得られる情報に基づき、地質災害の原因、発生特性および対応に関する理解と認識の向上を図っている。このように、トンガにおいては、NRD と TMS が、地震観測網の運用と警報発信の役割を分担しつつ、連携して効果的な津波警報の発信に向けて取り組んでいる。

これまで我が国は、フィジー共和国及びトンガを対象とした技術協力「地震観測網の運用プロジェクト」（2007 年～2011 年）で NRD により提供される地震情報の正確さ、迅速さの改善を支援したほか、無償資金協力「全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画」（2018 年～2025 年）で防災無線システム、早期音響警報システムおよびトンガ放送委員会の機材・施設の整備を行うことにより、自然災害にかかる警戒情報や安全情報の迅速な伝達体制の強化を図った。

また、2022 年の HTHH 火山噴火後は、「火山噴火及び津波被害に対する災害復興事業形成に係る情報収集・確認調査」を通じて、津波・高潮ハザードの解析・評価、それを踏まえた災害対策の方向性の提案を行った。その中では、低頻度の L2 大津波・高潮は、緊急避難で対応する、と位置付けられており、地震観測による津波警報の確立が、トンガの津波・高潮対策で決定的な役割を担うこととなっている。これを踏まえて、2023 年 4 月から 2025 年 4 月まで、地震データ解析を専門とするシニアボランティアを NRD に派遣した。

加えて、2024 年から 2029 年までは、バヌアツ・フィジー・トンガを対象に地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）「南西太平洋島嶼国における広域火山災害リスク軽減プロジェクト」が実施中であり、南西太平洋地域における火山噴火および津波の発生履歴と特性を解明し、トンガの過去の津波カタログ（津波記録集）に基づく、簡便かつ堅牢な津波警報の標準作業手順書（以下、「SOP」という。）の策定を図ることとしている。

一方で、地震・火山・津波観測・警報システムについては、観測機器の維持管理、観測データの品質管理・解析及びそれらを活用した警報判断に係る能力が十分とは言えない。特に TMS においては、津波警報システムについての技術的・運用的制約や専門人材の不足により、地震性・火山性津波に対して迅速かつ効果的に警報を発信する能力が制限されている。また、地震・火山観測を所掌する NRD と津波警報の発表責任を有する TMS との間で、情報共有、連絡調整及び意思決定プロセスが必ずしも体系化されておらず、迅速かつ正確な津波警報の発表に必要な組織間連携の強化が求められている。

以上の背景から、トンガ政府は、地震・火山・津波に関するデータの観測、処理、解析を行う能力を向上させ、より正確かつ迅速な災害情報の発信の実現を支援することで、TMS と NRD の津波防災能力の強化を促進することを目的とした専門家の派遣を

我が国に要請した。

（２）当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

本事業は、我が国の対トンガ王国国別開発協力方針（2019 年 4 月）における重点分野「環境・気候変動」に位置付けられる。本事業を通じて、トンガの災害リスク削減に貢献することから、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」の達成にも貢献するものである。また、「仙台防災枠組 2015-2030」の優先行動 1「災害リスクの理解」、優先行動 2「災害リスク削減のための災害リスク管理ガバナンスの強化」及び優先行動 4「効果的な応急対応に向けた準備の強化と「よりよい復興」」に貢献するとともに、JICA グローバルアジェンダ「防災・復興を通じた災害リスク削減」におけるクラスター②「災害リスクの理解及びリスク管理のための防災推進体の体制確立」の達成に貢献する。

また、本事業は、2024 年 7 月に開催された、第 10 回太平洋・島サミット（PALM10）の共同行動計画に記載された優先協力分野の『5 気候変動と災害』において、防災能力の強化に位置付けられる。

（３）他の援助機関の対応

世界銀行は2015年から2026年4月まで、トンガにおいてPacific Resilience Program（以下、「PREP」という。）を実施した。PREPは、地震、火山噴火、サイクロン、津波など複合災害への対応能力を高めるため、多災害早期警報システム（MHEWS）や防災体制の強化を目的に実施された。PREPでは、観測ネットワークや監視インフラの整備により、地震観測ステーションの更新、気象・津波観測の高度化、通信・データ管理システムの近代化が進められた。しかし、観測システムの整備は進んだ一方、観測データの利活用、人材育成、組織間連携等の課題が残された。そのため、地震・津波・火山データの解析能力向上、津波警報SOPの整備、情報発信能力の向上等が今後の技術協力で重点的に取り組むべき事項と考えられる。

3. 事業概要

（１）事業目的

本事業は、トンガにおいて、TMS および NRD 職員の地震・火山・津波に関する観測施設・機器の維持管理及びデータの観測、処理、解析能力を向上させることで、より正確かつ迅速な災害情報・早期警報の発信を実現することを促進し、もって同国の災害被害の軽減に寄与することを目的とする。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

トンガ全土

(3) 事業実施期間

2026年12月～2029年11月を予定（計36カ月）

(4) 事業実施体制

カウンターパート機関：TMS

関係機関：NRD

4. 事業の枠組み

(1) 成果

成果1：地震・火山・津波観測システムの運用能力が強化される。

成果2：地震・火山・津波観測データの処理・解析能力が強化される。

成果3：地震・火山・津波情報および早期警報の正確かつ迅速な提供並びに意思決定支援ツール／システムの活用能力が強化される。

(2) 活動

1-1 地震・火山・津波観測施設・機器の維持管理に関する課題を特定する。

1-2 活動1-1を踏まえ、維持管理に係るマニュアルを作成し、OJT形式で技術指導する。

1-3 地震・火山・津波観測データの品質管理に関する課題を特定する。

1-4 活動1-3を踏まえ、品質管理に係るマニュアルを作成し、OJT形式で技術指導する。

1-5 地震・火山・津波観測システムの運用状況、障害・保守情報及び観測データについて、TMS及びNRD間で適切に共有・管理するための情報管理手法に関する課題を特定する。

1-6 活動1-5を踏まえ、TMS及びNRD間での情報管理手法の体制強化を支援する。

2-1 震源・震度データの処理、解析、保存・共有に関する課題を特定する。

2-2 活動2-1を踏まえ、震源・震度データの処理、解析、保存・共有に関する研修及び実際の地震事例を用いたOJTを実施する。

2-3 火山観測データの処理、解析、保存・共有に関する課題を特定する。

2-4 活動2-3を踏まえ、火山観測データの処理、解析、保存・共有に関する研修及び火山活動事例を用いたOJTを実施する。

2-5 海面水位データの処理、解析、保存・共有に関する課題を特定する。

2-6 活動2-5を踏まえ、海面水位データの処理、解析、保存・共有に関する研修及び実際の津波・高潮等の事例を用いたOJTを実施する。

3-1 TMS及びNRD間の情報共有、連絡・報告及び意思決定プロセスを整理し、課題を特

定する。

- 3-2 活動3-1を踏まえ、津波警報発表に係る役割分担及び機関間連携メカニズムの明確化・強化を支援する。
- 3-3 地震・火山・津波に関する定期情報（日次・週次・月次・年次）の作成・提供に関するニーズを整理し、同ニーズを踏まえて情報作成・提供を支援する。
- 3-4 津波警報の警戒レベルに応じた対応時間（タイムライン）および連絡・報告体制等を定める津波警報標準作業手順書（SOP）の改善を行う。
- 3-5 SOPの有効性および関係機関の対応態勢を検証するためのシミュレーション訓練の実施を支援する。
- 3-6 地震・火山・津波情報に関するウェブページの設計および維持管理に関する研修を実施する。
- 3-7 トンガ側の関係者を招へいし、日本の津波観測、データ解析・処理、情報発信および住民啓発に関する知見の習得を支援する。
- 3-8 地震・火山・津波情報および早期警報にかかる意思決定支援ツール／システムの活用に係る課題を特定する。
- 3-9 活動3-8を踏まえ、同ツール／システムの有効活用に向けて技術指導を実施するとともに、セミナー等を開催し、有効活用に向けた関係者間の理解、活用促進を図る。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的に活動を実施し、C/P 自らが活動を管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、業務終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(2) 業務の柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスや業務を取り巻く環境の変化によって、活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、業務全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、業務の方向性について発注者に提言する。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。

(3) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、業務の意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(4) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き

込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(5) 根拠ある評価の実施

- 業務の成果検証・モニタリング及び業務内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。

3. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用した活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

4. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、活動結果、目標の達成度、達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中の活動結果、目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：地震・火山・津波に関する観測、処理、解析、警報発信に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙4 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

① 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】対象国及び類似地域：トンガ国及び途上国

② 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年12月～2029年11月の約36か月間を想定

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 11.50人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.65を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

2) 渡航回数の目途 延べ16回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ 要請書

2) 公開資料

➤ トンガ国「全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画【無償資金協力】」準備調査報告書

<https://www.jica.go.jp/oda/project/1860080/>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（＊語⇔＊語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA トンガ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとしま

す。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

61,824,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります(9,178,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザ

ルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	機材費	第2章 第4条業務の内容2. (1) プロジェクトの活動に関する業務	3,000,000円	観測システム補強機材	機材費
2	本邦招へいにかかる経費	第2章 第4条業務の内容2. (2) 本邦研修・招へい」	6,178,000円	報酬（事前業務（3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.25人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費1,059,000円）	報酬 国内業務費

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙4：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務等の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)